

## 平成25年度包括外部監査の結果に関する報告書

(高齢者の保健・福祉・介護に関する事務の執行について)

指摘事項	措置状況
<b>第2章 旭川市介護保険事業特別会計の監査</b>	
<b>第4 保険給付</b>	
<b>6 第三者行為についての損害賠償請求権</b>	
<b>第三者行為にかかる損害賠償請求手続きの不作為</b>	
<p>平成23年度以前は、連絡票に記載のあった被保険者が、その後実際に介護サービスを受けたか否かについて確認しておらず、損害賠償ができる可能性がある案件が見過ごされており不適切であった。過去の案件を見直し、時効到来の有無の確認、時効未到来ならば直ちに損害賠償請求が可能か否かの調査を開始すべきである。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 過去の案件について、調査を開始した。</p>
<b>第6 保険料の徴収</b>	
<b>2 滞納に対する対応</b>	
<b>督促状の発付</b>	
<p>旭川市介護保険条例において、納期後20日以内に、督促状を発付しなければならない、とされているが、実務では、納期限(月末)の約30日後に発付しており、適切ではない。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 平成26年3月31日を納期限としている介護保険料未納者分から、条例に基づき納期後20日以内に督促状を発付することに事務処理を改め、同年4月18日に督促状171件を発付した。</p>
<b>第8 地域支援事業</b>	
<b>4 通所型介護予防事業</b>	
<b>契約保証金にかかる免除について</b>	
<p>平成24年度旭川市通所型介護予防事業実施業務の委託に係る施行伺、締結伺の起案書における契約保証金の記述について、「選定した受託候補者は、社会福祉法に基づき設置を認められた社会福祉法人であり、債務不履行となるおそれがないと認められることから、旭川市契約事務取扱規則第24条第8号に基づき免除する。」としているが、受託候補者は医療法人など、社会福祉法人以外の法人であることから、免除理由が合致していない。同様の文言を用いている他の起案もあることから、文章パターンの選択誤りの単なるケアレスミスであり、以後の注意を喚起する。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 契約保証金の記述について、「選定した受託候補者は、公的業務の受託実績がある法人や、介護保険法に基づく介護保険指定介護サービス事業所としての実績がある法人であり、契約不履行となる恐れがないこと認められることから、旭川市契約事務取扱規則第24条第8号に基づき免除する。」に変更した。(平成25年度の契約時から変更済み。) 今回の指摘を踏まえ、他事業の推進に当たっても不注意によるミスがないよう、課内で注意喚起を行った。</p>

指摘事項	措置状況
第4章 高齢者福祉事業の監査	
1 高齢者いきがい対策費	
収支決算書の記載誤りについて	
<p>① 千代田地区市民委員会の収支決算書に記念品代515,000円の内容として、「商品券(米券)@1,030円×500人」と記載されていた。当日の出席者278人と食い違うため市の担当者に質問したところ、欠席者1,029人に米券を贈呈したものであり、収支決算書の記載誤りとの回答であった。500人という人数は、当日の出席者数、欠席者数いずれから見ても不可解な人数であるので、市が検証した時点で気づくべきものであり、さらに訂正を求めるべきであった。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 指摘内容を踏まえ、当該地区の収支決算書について、内容を修正させ、再提出を求めた。</p>
収支決算書の記載誤りについて	
<p>② 近文地区社会福祉協議会の収支決算書に記念品代725,760円の内容として、「東地区欠席者に対する記念品1,080×672個」と記載されていた。西地区の欠席者に対しては、記念品として800円相当のお菓子(カステラ)を480人に配付しており(総額384,000円)、食糧費に計上したとのことだが、当該支出は記念品代が妥当と思われるので、食糧費に計上するならば内容を明記すべきである。①と同様に市が検証した時点で気づくべきものであり、さらに訂正を求めるべきであった。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 指摘内容を踏まえ、当該地区の収支決算書について、内容を修正させ、再提出を求めた。</p>
3 老人福祉センター運営費	
指定管理者からの寄附採納手続きの遅れについて	
<p>指定管理者が管理経費で物品を購入した場合、指定管理業務基本協定において当該物品を市に寄附することと定められているが、市の起案書によると、北部老人福祉センターで寄附採納が遅れた事例があった。指定管理者は平成23年11月9日に加湿器2台を計80,000円で取得し、速やかに市に寄附すべきところ、これを失念し平成25年2月12日に手続がなされている。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 管理経費で物品を購入した場合には、速やかに手続をとるよう各指定管理者に文書通知した。</p>

指摘事項	措置状況
5 近文ふれあいセンター運営費	
指定管理者からの寄附採納手続きの遅れについて	
<p>指定管理者が管理経費で物品を購入した場合、指定管理業務基本協定において当該物品を市に寄附することと定められているが、市の起案書によると、寄附採納が遅れた事例があった。指定管理者は平成23年5月11日にかき氷機1台を44,500円で、平成24年3月15日にスポーツタイマー1台を71,190円で取得し、それぞれ速やかに市に寄附すべきところ、これを失念し平成25年2月15日に手続がなされている。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 管理経費で物品を購入した場合には、速やかに手続をとるよう各指定管理者に文書通知した。</p>

**平成25年度包括外部監査の結果に関する報告書**  
(高齢者の保健・福祉・介護に関する事務の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
<b>第2章 旭川市介護保険事業特別会計の監査</b>	
<b>第6 保険料の徴収</b>	
<b>1 事務手続</b>	
収納率の向上について	
<p>現年度分の介護保険料の収納率は98%でほぼ固定化しているのに対して、滞納繰越分の収納率は改善傾向にあるが、道内主要9市に比べると、市の収納率は低い傾向にあることから、次の取組により収納率の向上を図る必要がある。</p> <p>① 口座振替利用の促進 介護保険料は、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料に比べ口座振替率が低く、制度の違いはあるものの、介護保険料の普通徴収においても収納率を上げるため、口座振替利用の促進が望まれる。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 普通徴収者及び年度内65歳到達者並びに転入者に対しては、これまで当初及び更正納付書を郵送時に、口座振替利用申込書を同封していたが、平成25年4月からは、65歳到達者及び転入者に対して、被保険者証を郵送時に同封することに変更したことにより、平成25年度の口座振替率は30.10%と対前年比で7.03%上昇しており、効果が高いと思われることから平成26年度も引き続き実施する。</p>
<b>3 不納欠損処理</b>	
入金予定による不納欠損処理の延期	
<p>入金予定により時効の中断見込みとして、不納欠損処理をしなかった3件については、平成25年9月13日現在において未納であるが、9月に入金が見込まれているため、引き続き時効の中断見込みとするものが2件、入金が見込めず不納欠損処理を検討しているものが1件あった。</p> <p>入金予定の者を不納欠損処理することは、不納欠損処理による介護保険の給付制限があるため、慎重に行うべきである。入金予定だけでは将来の予測に係わる不確実なことなので、念書・確認書等の書類にて支払いの意思表示がある場合に限るべきである。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 未納者に対して、入金予定である旨の口頭での確認のみをもって、不納欠損処分を延期することは止め、分納誓約等の書類にて支払意思表示が確認できた場合に限り、不納欠損処分を延期することに事務処理を改めた。</p>
<b>第7 介護保険の負担軽減策</b>	
<b>2 介護保険料の減額及び免除</b>	
金融機関への調査表の送付について	
<p>介護保険料の減免申請者の資産状況調査のための金融機関への調査表の送付については、全金融機関を対象とすべきである。預貯金の調査は、可能な限り網羅的に実施する必要があり、一方、費用負担が生じる金融機関であっても、調査対象1件につき10円(消費税等を除く)の調査費用に過ぎないことから、調査対象外とすることに特に合理性はないと考えられる。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 市内に本・支店(所)がある全ての金融機関への調査について、平成26年度から実施。</p>
減免内容の相互検証について	
<p>現状は、なるべく係内で相互検証しているものの、すべての申請に対して行うこととしている訳ではなく、最終的には起案により承認されているが、これは1件毎の申請内容の相互検証に代替するものではないため、審査手続上の誤りを完全には防止もしくは発見できないと考えられる。</p> <p>したがって、減免内容については、一定のルールを定め、事前の二重チェックもしくは事後的な検証作業を実施すべきである。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 減免申請は、主務担当者が検証し、起案にて承認されているが、「1件毎の申請内容の相互検証に代替するものではないため、審査手続上の誤りを完全には防止もしくは発見できないと考えられる。」との監査意見を受け、主務・副務者が連携しながら、かつ、相互検証を実施した。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
第8 地域支援事業	
8 地域自立生活支援等事業	
消費税の取り扱いについて	
<p>本配食事業の予定価格算出にあたり、本事業は消費税について非課税事業と扱っているが、その根拠として、① 国等が費用の2分の1以上を負担していること、② 65歳以上のみの世帯に属する者に対するサービスであること、③ 居宅において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であること、の3つの要件を掲げている。(消費税法施行令第14条の3第6号、平成3年6月7日 厚生省告示129)。</p> <p>①の「費用」とは、事業の実施のために要する全ての費用を指すことから、国等が費用の2分の1以上を負担したか否かの判定にあたっては、市が委託先に支払う委託料(決算額)のほか、市が負担する諸経費および利用者の自己負担額(1食480円)を考慮する必要があるが、市では、年度当初に、前年度実績を参考に試算し、例年非課税事業として取り扱ってきた。</p> <p>しかし、実際の配食数によっては、課税事業か非課税事業かの判定が覆る可能性があり、確実な見通しが無いのであれば、非課税事業から課税事業となった場合の取り扱いについても検討が必要である。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 非課税事業から課税事業になった場合は、業務委託契約約款第30条に基づき、対応について市と受託者が協議して決めるものとした。対応としては、非課税事業から課税事業とする変更契約を締結し、変更になった業務委託料の差額を精算するものとした。</p>
第9 介護サービス事業所の指定および指導監査	
1 介護サービス事業所の指定	
通所介護事業所の非常災害用設備について	
<p>通所介護事業所(デイサービス)の設置基準は、「旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に定められている。非常災害用の設備の基準については、第103条第1項において「…消火設備その他の非常災害(震災・風水害等を含む。以下同じ)に際して必要な設備並びに…を備えなければならない。」としている。申請の内容確認のためのチェックリストには、設備基準において「必要な設備及び備品等」と記載され、「適正に確保されている」にチェックマークを入れる様式になっている。同条例で非常災害用設備の備えを掲げているため、チェックリストの表現を改めるべきである。</p>	<p>福祉保険部指導監査課 平成25年9月にチェックリストの表現を改めた。</p>
介護老人福祉施設のブザー設備について	
<p>介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の設置基準は、「旭川市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」に定められている。設備に関する基準については、第6条第1項において「(1)居室…ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。…(5)便所…イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。…」としている。申請の内容確認のためのチェックリストには、設備基準の居室および便所のそれぞれにこのブザー設備の項目が無いため、追加記載するべきである。</p>	<p>福祉保険部指導監査課 平成25年9月に当該項目をチェックリストに追加記載した。</p>
特定施設入居者生活介護の運営規程と協力医療機関について	
<p>特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護付有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)の運営基準は、「旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に定められている。第234条において運営規程の制定義務を定め、第236条第1項に「…利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。」としている。申請の内容確認のためのチェックリストには、この2つの項目が無いため、追加記載するべきである。</p>	<p>福祉保険部指導監査課 平成25年11月に当該項目をチェックリストに追加記載した。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
2 介護サービス事業所の指導監査	
介護サービス事業所の非常災害対策について	
<p>通所介護事業所等の申請の際の内容確認のためのチェックリストには、運営基準として非常災害対策の項目はなく、設備基準として消防設備に関する項目を設けているのがほとんどである。</p> <p>平成23年3月の東日本大震災以来、人々の防災意識は変化し、想定できる非常災害についてはすべて何らかの対策を設けるべきとの意識になってきており、火災以外の非常災害対策についても必要か否かを検討し、必要と判断する事業所は、各々の状況に応じた非常災害対策を設けるべきである。</p>	<p>福祉保険部指導監査課</p> <p>平成25年11月、介護老人福祉施設、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所等の運営調書に非常災害対策の項目を設けた。</p>
第4章 高齢者福祉事業の監査	
1 高齢者いきがい対策費	
長寿大運動会敢闘賞の取扱い	
<p>長寿大運動会の事業費481,323円のうち、賞品代が385,066円であり、賞品は入賞者のほか、敢闘賞として競技参加者全員に配付されているが、敢闘賞の賞品は、参加者数の決定の前に購入を決める必要があること等から、余裕を持って購入しなければならない、90～100程度の余剰が生じている。</p> <p>しかし、賞品に開催年度が記載されているため、翌年度に使い回すことができないため、市は旭川市老人クラブ連合会と協議を行い、開催年度の記載を削除することを検討すべきである。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課</p> <p>平成26年度長寿大運動会から改善すべく、旭川市老人クラブ連合会と協議の上、賞品ののし紙に開催年度の記載を削除した。</p>
2 老人クラブ・高齢者いきがいの家設置運営費	
多額の繰越金を有する場合の取扱い	
<p>老人クラブに補助金を交付した結果、次年度繰越金が補助金を上回る事例がある。補助金は毎年7月頃に交付されるので、年度当初は自己資金で賄わざるを得ないことから、次年度繰越金が補助金を上することは一概に否定されるべきではないが、次年度繰越金が年間支出額を上回るような極端なケースがあるとすれば、補助金を交付する理由がない。現在の「旭川市老人クラブ運営費補助要綱」には、多額の繰越金を有する場合の取扱いが規定されていないので、市は補助要綱の改訂の要否について検討すべきである。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課</p> <p>次年度繰越金が、年間支出額を上回る申請があった場合には、旭川市老人クラブ運営費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金交付の可否を判断することとした。</p> <p>その結果、市からの補助金が交付されなくとも当該年度のクラブ運営が可能と判断される場合においては、当該補助金は交付しないものとする事とした。</p>
7 軽費老人ホーム運営費補助金	
特定施設入居者生活介護指定の促進	
<p>入所者の高齢化により介護サービスの利用者が増加しているが、市は、希望する者が軽費老人ホーム自体から食事や入浴などの日常生活上の支援、機能訓練等のサービスを受けることができるよう、施設側に対して特定施設入居者生活介護の指定施設に移行するよう、引き続き働きかけを行う必要がある。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課</p> <p>施設運営者との会合の機会等を利用し、特定施設入居者生活介護指定施設移行への呼びかけや説明により運営者に働きかけているところであり、今後も継続していく。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
11 長寿社会生きがい振興事業費	
地域支えあいのまちづくり推進事業における未実施地区の解消	
<p>市社協が実施する「地域支えあいのまちづくり推進事業」の中で必須事業と位置付けている、「安心見守り事業」および「ふれあいサロン開催支援事業」で未実施の地区が存在するが、未実施地の区が解消されるよう、市は、市社協とともに地区社協に働きかけるほか、情報提供に努める必要がある。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 補助金交付決定の際に、未実施地区の解消に努めるよう補助事業者に口頭で指示した。 なお、地区社協への働きかけ及び情報提供等については、事業主体である市社協に一任した。</p>

# 平成25年度包括外部監査の結果に関する報告書

(高齢者の保健・福祉・介護に関する事務の執行について)

指摘事項	措置状況
第3章 旭川市後期高齢者医療事業特別会計の監査	
第2 監査の実施	
4 督促状の発付	
督促状の発付時期について	
旭川市後期高齢者医療に関する条例において、納期後20日以内に、督促状を発付しなければならない、とされているが、実務では、納期限（月末）の約30日後に発付しており、適切ではない。	福祉保険部（国民健康保険課） 督促状の発付時期については、金融機関からの入金状況の把握に時間を要することなどから30日後に発付することとしていたが、事務処理を見直して条例の規定どおり納期後20日以内に発付するように改めた。

# 平成25年度包括外部監査の結果に関する報告書

(高齢者の保健・福祉・介護に関する事務の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
第2章 旭川市介護保険事業特別会計の監査	
第3 要介護認定	
12 監査結果	
主治医意見書の早期入手のための方策	
<p>被保険者が大規模病院に通院している場合など、意見書の入手に時間を要するため、審査に至るまでの期間が長期に及んでしまう場合が多い。医師に対して、「主治医意見書記載ガイドライン」や介護保険主治医意見書問診票の活用の周知、事務職員が医師の補助者として主治医意見書の記載代行が可能であることの周知を行うほか、恒常的に提出が遅れている病院に対して早期提出を呼びかけるなど、意見書の早期入手に向けた方策の検討が必要と考える。</p>	<p>福祉保険部（介護高齢課） 意見書の早期入手の方策の1つとして、従来は被保険者個人ごとに提出の遅れが判明し次第、病院に対しその被保険者の意見書のみ督促の連絡をしていたが、月ごと・病院ごとに意見書の提出状況を把握し、病院に対し提出が遅れている被保険者全員の意見書について早期提出の依頼・督促を行うこととした。 なお、今後は要介護認定業務システムを利用した意見書の督促管理方法を視野に入れ、効率性と有効性を考慮しつつ引き続き意見書の早期入手に向けた方法を検討していく。</p>
第4 保険給付	
4 高額介護（予防）サービス費	
申請実績の把握と改善策について	
<p>高額介護（予防）サービス費の周知を進めても申請を行わない被保険者はある程度存在していると考えられる。時効で消滅した介護給付の請求権も数多く存在すると考えられることから、未申請の被保険者に対する再勧奨の実施、更新の認定申請時に未申請者を抽出し案内するなどの検討が必要である。また、市の担当係は機会のある度に、または機会を作って、被保険者と接する機会の多いケアマネージャーに働きかけ、利用者への助言等を行ってもらうことも必要である。</p>	<p>福祉保険部（介護高齢課） 「旭川市介護支援専門員合同研修会」、「集団指導」において、利用者への助言等に関して、ケアマネージャーに協力を依頼したところであり、今後も機会のある度に働きかけていくこととした。</p>
5 高額医療合算介護（予防）サービス費	
申請実績の把握	
<p>後期高齢者医療制度の事務手続きにおいて、高額医療合算介護（予防）サービスに係る市の勧奨対象者の把握と再勧奨について検討を要する。</p>	<p>福祉保険部（介護高齢課） 「集団指導」において、利用者への助言等に関して、ケアマネージャーに協力を依頼したところであり、今後も機会のある度に働きかけていくこととした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
6 第三者行為についての損害賠償請求権	
被害者（被保険者）の早期発見について	
<p>第三者行為についての損害賠償請求を洩れなく実施するためには、対象となる被保険者（被害者）の発見が重要であることから、第三者行為による損害賠償請求権の制度について、介護認定係・介護給付係やケアマネジャーなどが理解を深め、情報を共有できる仕組みを確立するべきである。さらに該当事例の発見方法として、介護サービス事業者からの情報の受け入れ体制の整備が重要である。</p> <p>また、被保険者への周知方法である「具体的な対応」が現状に即していない場合は、周知が進むように内容を見直すべきである。</p>	<p>福祉保険部（介護高齢課） 対象となる被保険者（被害者）の発見について、認定調査票・主治医意見書からの交通事故被害者の抽出が最も有効な方策であると考え、介護認定係・介護給付係が理解を深め、連絡体制を強化し、「第三者行為に係る連絡票」により洩れなく情報を共有できるようにした。</p> <p>また「集団指導」においてケアマネジャーや介護サービス事業所に制度を周知し、情報提供等に関して協力を依頼した。</p>
国民健康保険および後期高齢者医療との連絡について	
<p>被害者（被保険者）の早期発見のために、国保給付係および後期高齢者医療係との連携が可能な検討が必要である。</p>	<p>福祉保険部（介護高齢課） 対象となる被保険者（被害者）の発見について、認定調査票・主治医意見書からの交通事故被害者の抽出が最も有効な方策であると考え、介護認定係との情報共有を強化した。</p>
第6 保険料の徴収	
2 滞納に対する対応	
電話による督促	
<p>市では電話による督促を行ってはいないが、収納率を改善するためにも、電話による督促を検討すべきである。</p>	<p>福祉保険部（介護高齢課） 平成26年12月中旬に5日間に渡り電話による督促を実施したが、電話帳に番号を載せている件数が少なく、電話番号が検索できなかったため、効果が期待できない。また、当課を名乗る「特殊詐欺犯」による犯罪が懸念されることもあり、今後も電話による督促は難しいと考えている。</p>
5 保険料の変更	
保険料減額更正請求事件判決（平成23年（行コ）第30号）の影響	
<p>大阪高等裁判所において、介護保険料減額更正請求事件判決（平成23年（行コ）第30号）が確定したことから、保険料賦課額について、地方税の課税標準の減額等が行われた場合には、保険料を徴収する権利の時効の2年前まで遡っていたが、今後は5年前まで遡った減額が想定される。</p> <p>現段階では、更正請求の情報を収集することが困難であることから、その影響額を算定することはできなかったが、市民税課との連携を図り、早急に対処することが必要である。</p>	<p>福祉保険部（介護高齢課） 介護保険料賦課額の5年間遡及減額について、市民税課との連携を継続しながら対象者及び対象額を把握していくとともに、還付対象者への還付を継続して行うこととした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
第7 介護保険の負担軽減策	
2 介護保険料の減額及び免除	
保険料減額と居宅サービス利用料負担軽減の該当の相互チェックについて	
<p>保険料減額の独自減免と居宅サービス利用料負担軽減の条件は、保険料段階の区分による違いがあるほかは、ほぼ同一であるところから、保険料減額と居宅サービス利用料負担軽減の両方に該当することがあり得るものの、窓口で両方に該当するか否かを確認していない。</p> <p>本来は確認を行うべきであるが、申請者全員をチェックすることになるため効率的でないことから、保険料減額の申請者ないし相談者から該当者ないしその可能性がある被保険者をその都度抽出し、来庁したときに担当の給付係に誘導するなど、被保険者が担当職員と接触した機会を有効に利用すべきである。</p>	<p>福祉保険部（介護高齢課） 金融機関調査の協力体制を組む等、引き続き担当係間の情報共有体制を維持していくこととした。</p>
第8 地域支援事業	
4 通所型介護予防事業	
栄養改善プログラムについて	
<p>平成23年度二次予防事業対象者把握事業に基づく平成24年度の事業対象者数と栄養改善プログラム定員を比較すると、栄養改善プログラムは、他のプログラムと比べ二次把握で事業対象者と把握された人数より、やや定員が多いことなどから、利用頻度は低い状況にある。今後、利用者増に結びつく開催場所、開催時期等の改善の余地があるか、なければコース数の縮小という選択肢も含めた検討を要する。</p>	<p>福祉保険部（介護高齢課） 利用頻度が低いことから廃止とし、他の介護予防事業に当該プログラムの内容を取り入れて実施することとした。</p>
6 包括的支援事業	
設置法人の選定までのスケジュールについて	
<p>今回の指名型プロポーザル方式は前回よりも時間を要することが予想されたため、公募時期は前回より早期に着手したが、決定時期が2週間遅れてしまったところであり、新たに設置法人に決定された法人では、事業所の物件探し、職員の募集および前任からの業務の引き継ぎ等を行わなければならない。前任と新任の職員も現行の業務を遂行しながらの作業となったことから、準備・引き継ぎ期間の不足が業務スタート時に影響があったと聞いている。</p> <p>福祉保険部の他施設の指定管理者の指定までのスケジュールを参考にすると、業務の内容は異なるとはいえ、今回の地域包括支援センターの設置法人の決定は遅すぎるため、今回の選定の際はこの点を十分考慮してスケジュールを作成すべきである。</p>	<p>福祉保険部（介護高齢課） 平成27年度からの委託においては、事業者の変更に伴う引継ぎはなかったが、圏域変更による業務の引継ぎについては、2か月間の期間を確保した。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
<b>地域包括支援センターの開設時間について</b>	
<p>地域包括支援センターの開設時間は、「旭川市地域包括支援センター運営要綱」第5条第2項にて「センターの開設時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、水曜日は午前9時から午後7時までとする。」として、水曜日は開設時間を1時間延長している。</p> <p>監査人が2か所の地域包括支援センターを視察した際に確認したところ、時間外でも緊急時には対応できる体制にあるため、訪問利用者はほとんどいない状況であり、相談実績を見ても訪問利用者は全体の2割を下回っている状況である。</p> <p>今後、延長時間部分での来所の利用実態を調べ、利用が低調ならば延長部分の廃止を検討すべきである。</p>	<p>福祉保険部（介護高齢課） 利用実態を踏まえ、平成27年度からの委託契約においては、水曜日における開設時間の延長を廃止した。</p>
<b>8 地域自立生活支援等事業</b>	
<b>回収不能への対応</b>	
<p>利用者の負担金は、受託者が徴収することと業務実施仕様書第11条に示されているが、回収不能となった場合の定めは、委託契約書、業務委託契約約款、実施要綱および業務実施仕様書のいずれにも記載されていない。</p> <p>回収不能となった場合の定めが無い現状では、受託者にこのリスクを負担させることになるため、回収不能の場合の取り決めを定めるべきである。</p>	<p>福祉保険部（介護高齢課） 現在までに回収不能となった事例はないが、業務を委託している趣旨を踏まえ、受託者の責において徴収する旨を仕様書に規定した。</p>
<b>第4章 高齢者福祉事業の監査</b>	
<b>5 近文ふれあいセンター運営費</b>	
<b>指定管理者へのインセンティブの施策について</b>	
<p>旭川市近文市民ふれあいセンターには、温水プールがあり、人気のある有料の自主事業を実施しやすい施設である。</p> <p>指定管理者制度導入ガイドラインでは、利用料金制度のほか、委託料についても指定管理者の経済的インセンティブを働かせるため、柔軟な運用を認めていることから、当該センターに限らず、高齢者福祉施設の中で高齢者以外も利用できる施設では、自主事業の取組を一層工夫し、実施することが望まれる。</p>	<p>福祉保険部（介護高齢課） いきいきセンター永山・新旭川の設置目的の一つである世代間交流の促進を担う行事を積極的に行い、高齢者以外の来場者に施設利用の周知を図っていくとともに、施設の特徴を生かした自主事業の実施をしていくよう各指定管理者に働きかけた。今後も継続していく。</p>

# 平成25年度包括外部監査の結果に関する報告書

(高齢者の保健・福祉・介護に関する事務の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
<b>第4章 高齢者福祉事業の監査</b>	
<b>第2 監査の実施</b>	
<b>4 高齢者等健康福祉センター運営費</b>	
<b>(2) 監査結果</b>	
<b>①運営主体による運営内容等の相違</b>	
<b>・いきいきセンター神楽への指定管理者制度導入</b>	
<p>3カ所のいきいきセンターのうち、神楽のみが市の直営となっており、当該施設は市立神楽保育所との複合施設ではあるが、別の施設であるので、保育所は市の直営としつつ、センターに指定管理者制度を導入することは可能であると考えられる。運営費用の削減、住民サービスの充実といった視点で、いきいきセンター神楽に指定管理者制度を導入することを検討する必要がある。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 市立神楽保育所関係部局と協議を行い、施設管理上の課題等を整理するとともに、いきいきセンター神楽の管理経費の縮減、住民サービスの向上や世代間交流の促進等、施設の設置目的に合致した効果が期待できるものと判断し、いきいきセンター神楽の管理運営に指定管理者制度を導入することとした。</p>
<b>②夜間利用の状況</b>	
<b>・いきいきセンター永山の夜間利用見直し</b>	
<p>3カ所のいきいきセンターのうち、永山の夜間利用者が極めて少なく、主に団体が利用する多目的ホールがない（多目的ホールは公民館で管理している。）ことが原因であると考えられる。 年間30人程度の利用者のために指定管理者が職員を配置することは経済性の観点から妥当ではなく、夜間利用を廃止しても公共の福祉を損なうとは言えないため、夜間利用の中止を検討する必要がある。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 いきいきセンター永山の現指定管理者や当該施設利用者、永山市民交流センター内の永山支所等に対し、夜間利用の見直しに伴う影響等について調査、確認をした結果、利用者等への影響がほとんど生じないものと判断し、いきいきセンター永山の夜間開館を廃止することとした。</p>
<b>12 老人福祉施設助成事業費</b>	
<b>(2) 監査結果</b>	
<b>・単年度事業とすることの妥当性の検討</b>	
<p>借入先である社会福祉法人は、年度末近くから翌年度当初までの数日間は民間金融機関から資金調達せざるを得ない状況にあるので、その間の金利負担が生じる。一方、市においても年度末には貸付金として残らないことから、実態を反映した決算であるとは言い難い。 本事業は単年度事業として実施しているが、実態は長期貸付にほかならず、単年度事業とすることは妥当ではないので、市は長期貸付にすることを検討する必要がある。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 事業実施に係る要綱を改正し、現在利用している法人の返済が終了する平成32年度で事業を廃止することとした。</p>

# 平成25年度包括外部監査の結果に関する報告書

(高齢者の保健・福祉・介護に関する事務の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
<b>第2章 旭川市介護保険事業特別会計の監査</b>	
<b>第3 要介護等認定</b>	
<b>12 監査結果</b>	
・平準化委員会の運営について	
<p>旭川市介護認定審査会平準化委員会では、要介護認定等の判定結果に対する検討を行い、今後の審査の助言等を行う機関であるが、1回の判定結果に加えて、再度の区分変更申請により、介護度が2-3以上の区分の変更が認められた事例の前後2回の判定結果についても、当該委員会での検討事例として抽出する取組が必要である。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 介護度が2-3以上の区分の変更のある事例はまだ発生していないものの、事務局にて審査判定会議の都度、確認を行い、そのような事由が発生した場合には、平準化委員会での検討事例として提出することとした。</p>
<b>第6 保険料の徴収</b>	
<b>1 事務手続</b>	
<b>(2) 監査結果</b>	
・収納率の向上について	
<b>② 徴収員の滞納者全員との接触の把握</b>	
<p>介護保険料系の徴収員は、地区により担当を分け、滞納個票をもとに、金額が大きい滞納者への接触を優先して訪問等を行っている。 しかし、滞納個票上の滞納者の接触状況の範囲を把握しておらず、長期間にわたって接触していない事例もあり得るため、電話による督促含め、滞納個票上の滞納者全員との接触状況について把握するべきである。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 滞納個票の、死亡・転出者を除く滞納者全員との接触に継続して努め、滞納状況の把握をしていくと共に、介護保険法の趣旨の普及啓蒙・制度の説明による納付の理解を広く浸透させてゆく。具体的には、滞納に関する調査員及び地区担当徴収員が連携し、長期間接触していない滞納者を把握し、接触による納付督促につなげる調査要領を整えて、随時接触状況等を整理している。</p>
<b>第8 地域支援事業</b>	
<b>8 地域自立生活支援等事業</b>	
<b>(1) 自立支援配食サービス事業</b>	
・利用低迷について	
<p>配食事業は民間の配食業者が多数存在してきたこと、本事業の特徴である手渡し・声掛け・見守りの業務を民間の配食業者も行うようになってきたこと、夕食のみ週6回に制限されていること、利用者負担が民間の配食業者より若干安い程度であることなどから、実績をみると十分に利用されているとは言いがたい。 本事業の内容が民間業者で実施している水準であるのならば、本事業を市が行う意義も終了したと考えられ、この確認が必要と考える。</p>	<p>福祉保険部介護高齢課 本事業は、民間業者が行っているような安否確認にとどまらず、担当ケアマネジャー等のアセスメントにより、対象者の身体状況や生活状況を配食事業者と共有し、対象者の状況の変化や緊急時等の早期発見及び対応、また、対応後の対象者の支援方法の見直し等により、自立した生活の継続を図っており、市が本事業を行う意義はあると言える。 平成29年度の事業実施に当たり、より効果的な事業実施とするため、個々の状況に応じた体調及び残食の確認、服薬の声掛け、室内配膳について、情報を共有しやすくなるようにアセスメントシートの様式を変更するなど要綱を改正した。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
<b>第3章 旭川市後期高齢者医療事業特別会計の監査</b>	
<b>第1 概要</b>	
<b>1.1 高額介護合算療養費</b>	
<b>・未申請者への再勧奨について</b>	
<p>広域連合が被保険者へ申請を勧奨する文書は、市の後期高齢医療係から、該当する被保険者に送付されるが、制度上では未申請者への再勧奨はないため、被保険者が理解不足ないし失念した場合は、支給を受けられない事態となっている。</p> <p>再勧奨の方法としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の未申請があった場合、平成25年8月より毎年8月に更新する保険証に、申請を再勧奨する文書を同封する。</li> <li>・勧奨から1年後に、未申請者全員に再勧奨する文書を送付する。</li> </ul> <p>等が考えられ、実務において実行しやすい形で再勧奨の実施を検討すべきである。</p>	<p>福祉保険部国民健康保険課</p> <p>高額介護合算療養費については、毎年更新する保険証に同封しているリーフレットにおいて申請を勧奨し、手続を失念しないよう周知を図っているところだが、再勧奨については、広域連合と実施可否を協議した結果、費用面で難しいとの結論に至ったことから、当面における再勧奨の実施は困難と整理した。</p>

# 平成25年度包括外部監査の結果に関する報告書

(高齢者の保健・福祉・介護に関する事務の執行について)

指摘事項	措置状況
<b>第2章 旭川市介護保険事業特別会計の監査</b>	
第6 保険料の徴収	
6 延滞金	
(2) 監査結果	
<p>延滞金には、やむを得ない事由があると認められる場合には減免申請の制度（旭川市介護保険条例第10条第3項）が設けられている。納期限内に完納した者との公平を図る観点から、延滞金を徴収しないのは適切ではなく、やむを得ない事由があると認められる場合以外は、延滞金が課せられるはずの者から洩れなく延滞金を徴収しなければならない。</p>	<p>福祉保険部介護保険課 旭川市行財政構造改革推進本部債権管理体制等見直し検討専門部会において、債権管理の適正化に向けた取組の一つとして、強制徴収公債権であり、延滞金に係る条例が整備されている介護保険料及び後期高齢者医療保険料について延滞金の徴収を検討するとされたことを受けて、令和2年度から延滞金の徴収を実施することとした。</p>
<b>第3章 旭川市後期高齢者医療事業特別会計の監査</b>	
第2 監査の実施	
5 延滞金	
(2) 監査結果	
<p>延滞金には、やむを得ない事由があると認められる場合には減免申請の制度（旭川市後期高齢者医療に関する条例第8条第3項）が設けられている。納期限内に完納した者との公平を図る観点から、延滞金を徴収しないのは適切ではなく、やむを得ない事由があると認められる場合以外は、延滞金が課せられるはずの者から洩れなく延滞金を徴収しなければならない。</p>	<p>福祉保険部国民健康保険課 旭川市行財政構造改革推進本部債権管理体制等見直し検討専門部会において、債権管理の適正化に向けた取組の一つとして、強制徴収公債権であり、延滞金に係る条例が整備されている介護保険料及び後期高齢者医療保険料について延滞金の徴収を検討するとされたことを受けて、令和2年度から延滞金の徴収を実施することとした。</p>

# 平成25年度包括外部監査の結果に関する報告書

(高齢者の保健・福祉・介護に関する事務の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
第2章 旭川市介護保険事業特別会計の監査	
第6 保険料の徴収	
1 事務手続	
(2) 監査結果	
・ 収納率の向上について	
③ 徴収員の業務の統合	
<p>現在、市の各部（税務部、福祉保険部、子育て支援部、都市建築部、上下水道部、市立病院）において、徴収員が利用されており、所属する部課の内容の業務のみを取り扱っている。</p> <p>市では、個人情報保護の問題、問い合わせに対応するための幅広い知識を必要とすること、予算が目的別になっていることなどの理由から、徴収員の業務の統合の予定は無いとしているが、収納率を上げるためには、滞納者と徴収員の接触の機会を増やすことが重要と考える。平成20年4月より税務部納税課において、市民税など市税全般と国民健康保険の徴収員の業務を統合したように、徴収員の業務をより効率的・効果的に運用するために、統合を検討すべきである。</p>	<p>総務部行政改革課 旭川市行財政構造改革推進本部に債権管理体制等見直し検討専門部会を設置し、徴収員の統合を含めて、効率的かつ効果的な債権管理手法及び体制等の構築に向けた検討を実施した。市税と国民健康保険料の徴収業務統合についての所管部局の評価も踏まえ、債権管理マニュアルの策定、職員研修の実施等による職員の意識・能力向上に努めることを優先すべきと結論付けた。</p> <p>所管部局の職員の意識・能力向上を進めるとともに、その状況を見ながら滞納処分等の一元化を進めるなど、債権管理の適正化を効果的・効率的に進めることとした。</p>
第4章 高齢者福祉事業の監査	
第2 監査の実施	
10 長寿社会生きがい基金積立金	
(2) 監査結果	
・ 基金充当事業の財源確保と事業の在り方の見直し	
<p>長寿社会生きがい基金の残高が急速に減少しており、基金を充当している事業の継続が危ぶまれる状況にあるが、これらの事業の中には高齢者福祉の基幹となる事業が含まれているため、中断することは許されないと考えられる。</p> <p>しかし、財源が確保できなければ事業を継続することは困難であることから、市は基金充当事業について、一般財源の活用も含めた財源の確保に努めるとともに、事業規模の縮小や他の事業との統合も視野に入れた事業の在り方を検討する必要がある。</p>	<p>福祉保険部長寿社会課 長寿社会生きがい基金の充当事業については、各々の事業の性格や経費の性質に鑑み、一部の事業で事業規模の見直しや他の事業との統合などを行った。一般財源の活用も視野に入れ、今後も引き続き検討していく。また、ふるさと納税などによる当該基金への積立など、今後も基金の安定的な運用に努める。</p>